

# 換気設備（事業所）

※新設・改修・増設いずれも対象となります。

【工場】【指定作業場】の場合：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」による認可等を受けていること。新設・改修・増設いずれも対象となります。

## 要件

熱交換型換気設備であって、以下の要件をすべて満たすもの

- ア JIS B 8628 に規定されるものであること。
- イ 熱交換率が40%以上であること。

## 申込時の必要書類

① かつしかエコ助成金事前協議書【事業所対象】（第1-3号様式）	
添付書類	② 見積書の写し（対象部分の内訳がわかるもの）
	③ 設置場所を示す平面図
	④ 型番のわかるパンフレットやカタログ等の写し （型番および熱交換率が載っている部分）
	⑤ 施工前の現況カラー写真
	⑥ 賃貸又は使用貸借に基づき使用している場合は、建物の所有者の対象機器等導入にかかる同意書

上記の書類に加えて以下の書類もご提出ください。

個人事業者の場合	⑦ 令和6年度特別区民税・都民税納税証明書の原本 （令和6年1月2日以降の転入者は前住所地の市町村民税納税証明書、非課税者は非課税証明書）の原本
	⑧ 設置する建物の登記簿謄本の原本
	⑨ 確定申告書の写し又は営業証明書の原本等
法人等の場合	⑦ 直近の事業年度の法人都民税納税証明書（非課税の場合は滞納がないことを証する書類）の原本
	⑧ 法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）の原本
	⑨ 設置する建物の登記簿謄本の原本（設置する建物が本社（店）以外の場合のみ）

※場合によっては、その他区長が必要と認めるものの提出を求めることがあります。

## 完了報告時に必要な書類

① かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（第5-1号様式）	
② かつしかエコ助成金交付請求書（第8号様式）	
添付書類	③ 振込口座が確認できる書類の写し（通帳・キャッシュカード等）
	④ 領収書及びその内訳がわかる請求書又は内訳書*の写し *申込時に提出済の「見積書」と「領収書」の金額に相違がない（一式表記の場合、本体・工事代等の各々の内訳も当初と相違がないこと）場合、領収書本書のみで請求書又は内訳書は不要です。
	⑤ 施工後及び型番のわかるカラー写真